

協議第40号

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年 6月 9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)
1. 水道に関する事 (1) 上水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (2) 簡易水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (3) 加入金(分担金)は、合併時に香住町の上水道の例により統一する。 (4) 使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する。		
2. 下水道に関する事 (1) 下水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (2) 受益者負担金(分担金)は、合併時に香住町の例により再編する。 (3) 使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する。		

平成 年 月 日確認・継続協議